

意見交換会テーマ 「技術職員の教育活動に関する貢献について」

【背景】

これまで技術職員は学校教育法第92条②に「大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他を置くことができる。」と記されているのみであり、技術職員に対する定義がなされていないため、技術職員像は曖昧な状態であった。

2022年4月に「研究設備・機器の共用化のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)が策定され、ガイドラインでは装置の共用に関わる人材として技術職員が「研究・教育活動の活性化及び強化の推進のために技術的支援・協力等を行い、研究設備・機器とその利用環境に関する維持・管理・運用に直接的に携わる職員」とはじめて定義された。

しかし研究設備・機器の共用化に関わらない技術職員にとっての人材像は未だ未定義のままである。組織研究会は、教育領域に関わる技術職員に求められる人材像やその貢献の定量化・評価はどのようにすべきかについて意見交換することとした。

【意見交換テーマ】

大学において最も重要な教育、研究、社会貢献の3本柱の中で「教育活動」に関する技術職員の貢献について議論を深めることを目的とする。

学生実験・実習、測量など授業カリキュラムに直接関わる「教育支援」と装置の利用方法や安全教育、情報セキュリティ教育といった技術職員が直接教育を行う「技術教育」を分けて考え、大学の「教育」の中で求められる人材像を考えるため、以下の点について議論する。

- ・技術職員に求められる教育への関わり方、人材像
- ・教育活動に関する業績評価・エビデンス — 数値化・定量化等
- ・教育活動に貢献する技術職員のキャリアパス
- ・教育活動に関わる技術職員の事例・実践例